新合併特例法関係

「市町村の合併の特例等に関する法律」の概要

平成17年4月1日施行

1 合併特例区

合併後の一定期間 (5 年以下)、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域を 単位として、特別地方公共団体である合併特例区(法人格を有する。)を設けることがで きる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

- (2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。
 - ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理 することがその事務の効果的な処理に資するもの。
 - ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

【例示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

- (3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。
- (4) 合併特例区協議会
 - ① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。
 - ② 権限
 - ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。
 - イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合 併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
 - ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市 町村の長その他の機関に意見を述べることができる。
- (5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、

- (1) 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- (2) 特別職の区長を置くことができる(市町村長が選任)。

(3) 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特例措置等

- (1) 市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。
- (2) 合併特例債は廃止する。
- (3) 合併算定替については、現行法の合算特例期間 10 年を段階的に 5 年に短縮し、激変 緩和期間は現行法と同様に 5 年とする。
- (4) 下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。) と同内容。
- ア 人口3万人以上を有すれば市となることができる特例(議員修正で追加)
- イ 市が新設合併後も市であること
- ウ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- エ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- オ 職員の身分取扱い
- カ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する 手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- キ 地方税の不均一課税
- ク 合併補正、地方債の配慮
- ケ 流域下水道に関する特例
- コ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- サ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

- (1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。

- (3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
- (4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議

会に付議し議会が否決した場合等においては、住民が有権者の 6 分の 1 以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。

- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、旧合併特例法が適用される。

合併特例法新旧比較

	特例等	旧 法	新 法
		〔市町村の合併の特例に関する法律〕	[市町村の合併の特例等に関する法律]
1	対象となる合併	① 平成17年3月末までの合併	① 平成17年4月から22年3月末までの合
		② 平成17年3月末までに申請し、18年3	併
		月末までに行われる合併	
		(経過措置)	
2	市町村建設計画等	〇(市町村建設計画)	〇 (合併市町村基本計画)
		※内容は基本的に同じ	
3	合併協議会	0	0
4	合併協議会設置の住民発議	0	0

	①合併特例債 充当率 95% 交付税措置 70% 期間 合併後10年間	0	×
5	②合併算定替	〇(10年間+激変緩和(5年))	〇(5年間(※)+激変緩和(5年))
財	旧市町村が存在したものと		※ ただし
政	して計算した普通交付税額	5ヵ年度で加算分を段階的に縮小	H17~H18年度の合併 9年間
支	を保障		H19~H20年度の合併 7年間
援			H21年度の合併 5年間
			※ 激変緩和については同
	③合併補正		
	合併後の臨時的経費に対す	0	0
	る普通交付税措置		
6	①市制施行3万人特例		
そ	②議員の定数・在任特例		
် စ	③一部事務組合等の特例		
他	④地方税の不均一課税	0	0
特	⑤流域下水道の特例		
例	⑥地域自治区・地域審議会・		
173	合併特例区		
7 市町村合併構想等			
都道府県が総務大臣の基本針に			
基づき合併推進構想を作成し、こ			
れに基づき知事が合併協議会設		×	0
置勧告等を行ったり、合併調整委			
員による合併協議の斡旋・調停を			
行ったりする。			

(合併特例法を直接の根拠としない支援措置)

支援措置	旧法適用の合併	新法適用の合併
①包括的特別交付税措置	0	×
②合併準備経費の特別交付税	0	0
③合併移行経費	0	0
④合併公債費負担格差是正	0	0
⑤合併市町村補助金	0	×
6合併推進債	0	0
⑦合併市町村特例交付金(県単独)	0	×

(注) 「O」は当該制度が措置されていることを、「×」は措置されていないことを示す。

「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」の概要

平成17年5月31日総務省自治行政局

1 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(1) 市町村の合併を推進する必要性

地方分権の一層の推進、広域的行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に応えるためには、引き続き合併を推進していく必要がある。

- (2) 新法における市町村の合併の基本的考え方
 - ① 都道府県は構想に基づき、合併協議会設置勧告ができるなど、従来にも増して重要な役割を果たす。
 - ② 新法における特例措置
 - 地方税の不均一課税、議員の在任特例等は引き続き適用
 - 普通交付税の合併算定替は、適用期間を段階的に短縮の上、適用
 - 合併特例債は廃止
- (3) 国による市町村の合併を推進するための施策
 - ① 市町村合併支援本部の継続、国民への啓発の推進、関係省庁間の連携
 - ② 市町村合併推進審議会の運営経費や構想作成に要する経費について、都道府県に対し普通交付税措置

2 構想を定めるに当たりよるべき基準

(1) 審議会の設置

都道府県が構想を定めるときは、合併の推進に関する審議会の意見を聴くものとされており、速やかに審議会を設置する。

(2) 構想に定める内容

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項 県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村 の合併を推進するに当たっての県の役割等に関する基本的な考え方等を示すこと。
- ② 市町村の現況及び将来の見通し 市町村合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の 現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。
- ③ 構想対象市町村の組合せ 構想対象市町村を定めるに当たっては、次に掲げる市町村を対象とすること。
 - 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
 - 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
 - おおむね人口 1 万人未満を目安とする小規模な市町村(地理的条件や人口密度、 経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮)
- ④ 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置 県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

「新市町村合併支援プラン」の概要

平成17年8月31日市町村合併支援本部

1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応えていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新支援プラン策定の方針

(1) 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての 支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合 併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

- (2) 対象地域
 - ① 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
 - ② 新法に基づいて合併した市町村

3 新支援プラン

(1) 市町村合併支援策

- ① 地方行財政上の支援策及びその拡充策
 - 行政支援策
 - 町村合併の市制要件の緩和
 - 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
 - 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
 - 政令指定都市の指定の弾力化
 - 補助施設の他用途転用の取扱い
 - 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱
 - 合併後市町村の人材育成への支援 等
 - 財政措置等による支援
 - 普通交付税の算定の特例
 - 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
 - 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
 - 合併前に必要となる事業に対する財政措置
 - 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
 - 合併準備経費に対する財政措置
 - 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置
 - 税制上の特例措置 等
- ② 関係省庁の連携による支援策
 - 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ア 道路の整備(5事業)
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備(4事業)
 - ウ 市街地の整備(1事業)
 - エ 住環境の整備(2事業)
 - オ 公園・緑地の整備(1事業)
 - カ 地域の再生(1事業)
 - 豊かな生活環境の創造
 - ア 廃棄物処理対策の推進(1事業)
 - イ 上水道の整備(3事業)
 - ウ 下水道等の整備(5事業)
 - エ 消防・防災・国土保全の推進(8事業)
 - オ 情報通信の整備(4事業)
 - 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進(1事業)
 - イ 高齢者の社会参加の促進(1事業)
 - 次世代を担う教育の充実(4事業)

- 新世紀に適応した産業の振興
 - ア 農林水産業の振興(16事業)
 - イ 商工業の振興(4事業)
- 連携・交流による開かれたまちづくり (6事業)
- (2) 市町村合併支援アドバイザー制度
- (3) 市町村合併の広報・啓発
 - ① 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
 - ② 市町村合併の広報・啓発
- (4) 市町村合併支援窓口

4 都道府県の取組み

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

国における財政措置

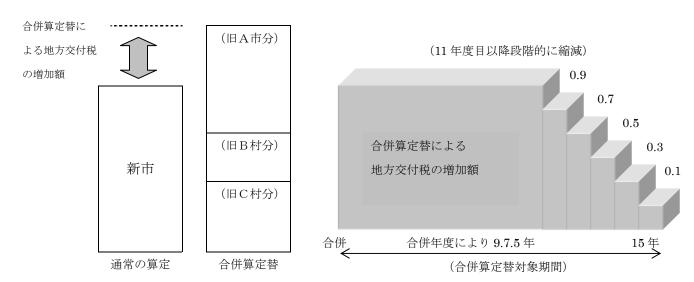
市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号。「合併新法」という。)の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じることとしている。

1 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後 9~5 ヵ年度(平成 17・18 年度に合併した場合は 9 ヵ年度、平成 19・20 年度は 7 ヵ年度、平成 21 年度は 5 ヵ年度)は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。 さらに 5 ヵ年度は激変緩和措置。

■合併算定替



(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)

合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に 要する経費等に対する措置。

(3) 都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・ 啓発事業等に対する経費を措置。

2 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還 に伴う補償金に対する措置。

- (4) 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置 合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。
- (5) 都道府県の行う合併促進経費に対する財政措置 法定協議会を設置している市町村数に応じ、1 市町村当たり 300 万円を都道府県に対して措置。

3 合併推進債による措置

合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当 (90%)。元利償還金の 40% (ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については 50%)を普通交付税措置。

また、都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業も対象とし、 原則として1合併市町村当たり1事業とする(ただし、地域的な事情は考慮)。

■対象事業(合併前及び合併後の市町村事業)

- (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)に位置付けられた市町村(以下「構想対象市町村」という。)の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する事業
- ① 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル(街路、農道、林道等を含む。) の整備事業
- ② 構想対象市町村相互間の電算システム統合整備、地域イントラネット整備事業
- ③ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業
- ④ 火葬場・斎場の整備事業
- ⑤ 保育所・子育て支援施設等の整備事業
- ⑥ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備

- (2) 構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する事業であって (1) に例示するような事業
 - ・借入限度額 標準全体事業費×おおむね 0.90
 - ・普通交付税算入額(交付税措置額) 元利償還金×0.40



市町村の合併に関する

合併三法のあらまし



合併新法

改正現行合併特例法

改正地方自治法

○ 現行合併特例法の経過措置を講じました。

平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法が 適用され、現行合併特例法の財政支援措置を受けることができます。

○合併特例区制度等を活用することもできます。

平成17年4月以降、合併新法により、 市町村の合併をこのように推進していきます。

- 合併特例区制度の創設等により、旧市町村のまとまりに配慮しつつ、 合併することができます。
 - 現行合併特例法も同様に改正されており、現行合併特例法下の合併にもこの制度を活用できます。
- 全 合併に関する障害除去のための特例措置は引き続き設けます。 ただし、現行法のような手厚い財政支援措置はとりません(合併特 例債は廃止されます)。
- 総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が、市町村合併の推進に関する構想を策定し、市町村合併を推進していきます。 都道府県知事は、構想に基づき、あっせんや調停、勧告を行うことができます。

1 合併特例区及び地域自治区

制度の創設

今までの地域の意見を 反映させることが できるんだ!



法人格を有する合併特例区制度や、法人格を有しない地域自治区制度の創設等により、地域の事情に応じて、旧市町村のまとまりに配慮しつつ、合併することができます。また、旧市町村名を残すことができます。現行合併特例法下での合併にも活用できます。

現行合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ

凡例:



= 合併市町村の 市役所・役場



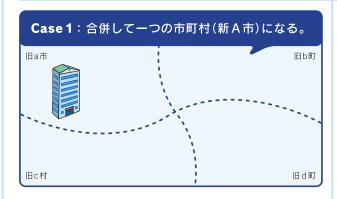
- = 地域審議会
- = 地域協議会
- = 合併特例区協議会

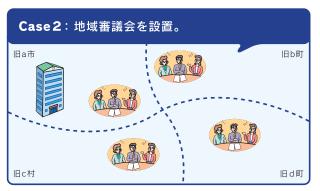


=地域自治区









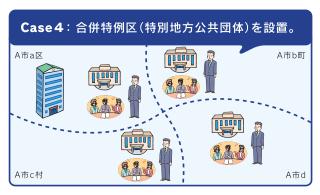
【特徴】

○旧市町村の区域に係る事務に関し合併市町村の長に 意見を述べる。

Case 3: 地域自治区(合併時の特例)を設置。 A市a区 A市b町 A市c村 A市d

【特徴】

- ○合併時の特例として、特別職の区長を設置できる。
- ○住所の表示に地域自治区の名称を冠するが、名称は自由。 旧市町村の名前を残せます。(例:A市a区、A市b町、 A市c村、A市d、etc.)
- ○法人格なし。



【特徴】

- ○規約で定める一定の事務を処理する特別地方公共団体 を設置できる。(設置期間は5年以下)
- ○合併特例区の長を設置する。(合併市町村の助役及び 支所出張所の長と兼務可能)
- ○住所の表示に合併特例区の名称を冠するが、名称は自由。 旧市町村の名前を残せます。(例:A市a区、A市b町、 A市c村、A市d、etc.)
- ○法人格あり。

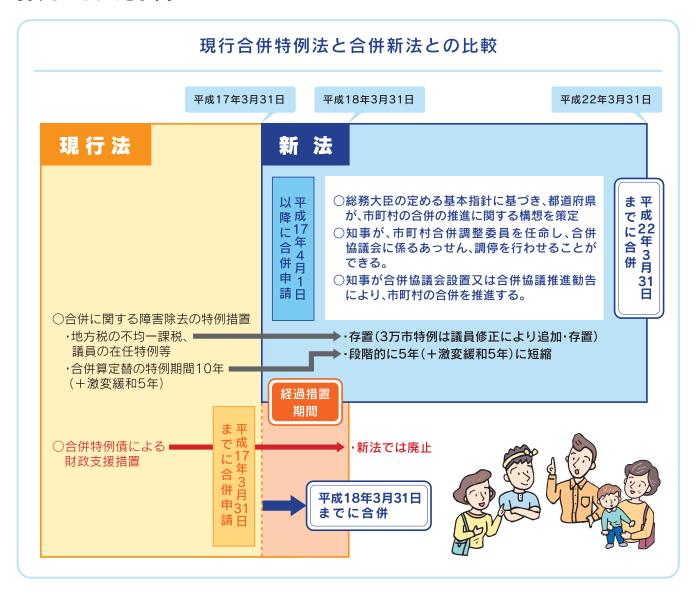
2 市町村の合併に関する障害を 除去するための特例措置 ***

行われるように しているのね。



平成17年4月以降に合併する市町村*については、合併新法が適用されます。

※平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する 市町村に対しては、現行合併特例法が適用され、現行合併特例法の財政支援措置(合併特例債等)を 受けることができます。



■ 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置は引き続き設けます。

地方税の不均一課税(5年以内)、議員の在任特例(新設合併の場合2年以内)等、現行合併特例法の特例措置は基本的に引き続き残します。

■ ただし、現行合併特例法のような財政支援措置は受けられません。

現行合併特例法で認められていた合併特例債を発行することはできません。 合併算定替は、現行の特例期間である10年(+激変緩和5年)から、段階的に5年*(+激変緩和5年)に短縮されます。 ※平成17·18年度に合併した場合の特例期間は9年、平成19·20年度は7年、平成21年度は5年

3 市町村合併推進のための

方策

都道府県が、 地域の合併推進の構想を 考えていくんだ。



平成17年4月以降は、都道府県が、市町村合併の推進に関する構想を策定し、 市町村合併を推進していきます。

総務大臣の定める基本指針

総務大臣が、市町村合併を推進するための 基本指針を策定します。

都道府県が、基本指針に基づき、 市町村合併推進審議会の意見を聴いて、

市町村の合併の推進に関する構想を策定します。

合併協議会が 設置されていない場合

合併協議会が設置されている場合

合併協議会設置の勧告(地方自治法252の2④)

申請に基づき、 市町村合併調整委員を 任命し、あっせん・調停

合併協議推進勧告

合併協議会設置協議について 議会に付議

議会が否決した場合

都道府県知事は、勧告に基づいて 講じた措置について報告を 求めることができる。

市町村長が選挙管理委員会に 住民投票請求

市町村長が住民投票請求しない場合

住民が有権者の6分の1以上の 署名を集めて住民投票請求

有効投票の過半数の賛成の場合

合併協議会の設置





